# IUU漁業に対する沿岸国の 法執行措置についての一考察

小島千枝

- I はじめに
- Ⅱ 排他的経済水域における生物資源の保護と沿岸国の執行管轄権
- Ⅲ おわりに

## I はじめに

違法・無報告・無規制(IUU:Illegal, Unreported, Unregulated)漁業は、気候変動と並んで、持続可能な漁業を脅かす大きな原因となっている。持続可能な漁業の実現は、すべての国の食糧安全保障(food security)とすべての人の十分な食糧への権利(right to adequate food)にとって必要不可欠である。十分な食糧への権利は、世界人権宣言第25条(生活水準についての権利)や経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第11条(生活水準及び食糧の確保)において、すべての者の十分な生活水準への権利(right to an adequate standard of living)の一部として規定されている」)。

国際連合食糧農業機関 (FAO) の報告書によれば、世界の漁獲量と水産物の消費量は増加し続けており、とりわけ開発途上国、後発開発途上国

<sup>1)</sup> 十分な食糧への権利について、国際連合食糧農業機関 (FAO) の理事会は「国家食糧安全保障の文脈で十分な食糧への権利の漸進的な実現を支援するための自主的ガイドライン」を2004年に採択している。同ガイドラインのパラグラフ8.13では、国家は漁業の持続可能な管理を推進するためにも生態系を保護する国家の政策や法を考慮すべきことが記されている。

(LDCs: least developed countries), 低所得食糧欠乏国 (LIFDCs: low-income food-deficit countries) の水産物の消費量は急激に増加している<sup>2)</sup>。過剰な漁業によって海洋生物資源が急速に減少していることを背景に,2015年に国連総会で採択された持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)<sup>3)</sup>では、持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用することが掲げられた(目標14)。具体的なターゲットとして、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業やIUU漁業および破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施すること<sup>4)</sup>,さらに開発途上国および後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇を認識した上で、過剰漁獲やIUU漁業につながる補助金を禁止または撤廃することが約束された<sup>5)</sup>。

古くから水産業が栄え、今日では米国やEUと並んで外国から大量の水産物を輸入している日本でも、近年、持続可能な漁業の推進とともに各種のIUU漁業対策が打ち出されるようになった。日本は2017年に「IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」に加入し、2018年には漁業法を改正して水産資源の持続的な利用のための措置を強化している。2020年にはIUU漁業のおそれの大きい魚種の国内での流

<sup>2)</sup> FAO, The State of World Fisheries and Aquaculture 2020; Sustainability in action, available at: https://doi.org/10.4060/ca9229en (accessed 19 September 2021). FAOのデータをもとに1961年と2017年の水産物の一人あたりの年間消費量の推移を見てみると、先進国は17.4kgから24.4kgへ、開発途上国は5.2kgから19.4kgへ、後発開発途上国は6.1kgから12.6kgへ、低所得食糧欠乏国は4.0kgから9.3kgへ増加している。ちなみに日本における水産物の一人あたりの年間消費量は減少し続けており、2001年の40.2kgをピークに、2019年には23.8kgにまで減少している。水産庁、令和2年度水産の動向『令和2年度水産白書』。

<sup>3)</sup> Transforming our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development, UN Doc. A/RES/70/1 (21 October 2015). 日本語訳は、外務省ウェブサイト (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf) より入手可能。

<sup>4)</sup> SDG ターゲット 14.4。

<sup>5)</sup> SDG ターゲット 14.6<sub>0</sub>

通や輸出入に関してトレーサビリティを導入する「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」が成立し、米国やEUと肩を並べる水産物輸入大国としての責任を果たすための取り組みが世界に向けて示された。しかしながら、陸上や港でとられる各種の措置にくらべると、海上とりわけ排他的経済水域における沿岸国のIUU漁業に対する海上法執行措置については、違法に操業する船舶に対して常に高い抑止効果を有しているとは言い難い。また、沿岸国がとる法執行措置の内容については各国による国際法の解釈に依存しており、実行も様々である。

沿岸国がとる措置について、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」(以下、国連海洋法条約という)は、第73条1項に、沿岸国は排他的経済水域の生物資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利を行使するにあたり、自国が制定する法令遵守のために必要な措置をとることができ、乗船、検査、拿捕および司法上の手続を含むと規定しているのみである。同規定は、沿岸国の執行管轄権が無制限ではないことを示しているものの不明瞭さを残しており、とりわけ「必要な措置」という文言の内容は、国連海洋法条約上の他の規定や条約締結後の国家実行および個別事件の具体的状況に照らして解釈されなければならない。また、海上で法執行措置をとる際に問題となる武器使用との関係では、国連海洋法条約に明示的規定はないため、慣習国際法が一定の役割を果たす。以上のような状況に鑑み、本稿では、排他的経済水域においてIUU漁業に関わる外国漁船や漁獲活動に関連する船舶に対してとりうる法執行措置に焦点を当てて、これまでの国際海洋法の発展について考察する。

# Ⅱ 排他的経済水域における生物資源の保護と沿岸国の執行管轄権

排他的経済水域(EEZ: exclusive economic zone)は、海洋法の歴史のなかでは比較的新しい概念であるが、そもそもは1947年にチリ大統領が大陸棚宣言を行った際、沿岸から200カイリの大陸棚の上と下の双方にある天然

資源に対して国家主権を主張したことに遡る。その後、排他的経済水域の概念は、経済的自立を目指す途上国や、他の南米諸国によって支持され、国際的に広まった。南米のチリ、エクアドル、ペルーの3カ国によって採択された1952年のサンチアゴ宣言では、沿岸から200カイリまでの海域において、同3カ国の政府が排他的な主権と管轄権を有していることを宣言した。同宣言は、前文において、国家は国民の生存のための必要な条件を確保し、国民の経済的発展のための資源を提供する義務があること、したがって国家はその資源を保全・保護し開発規制を行う責任を有していること、また、地理的状況により海洋資源がその生存のために代替できない手段であり重要な経済資源である国民に損害を与えるまでの天然資源の存在や保全を脅かす資源の開発については、管轄権の範囲を超えてこれを防止するのも国家の義務であることを明記した。こうした立場は米国や日本などの遠洋漁業国によって強く非難されたものの、200カイリの漁業水域を設定することを余儀なくされた。国内法により200カイリの漁業水域を設定することを余儀なくされた。

このような対立の歴史をもつ排他的経済水域の制度は、1982年の国連海洋法条約の第五部で制度化され、沿岸国が、その排他的経済水域において、天然資源(鉱物資源と生物資源の双方を含む)の探査、開発、保存および管理のための主権的権利を有することが規定された<sup>7)</sup>。この主権的権利を行使するために沿岸国は法令を定め、これを執行することができる。とくに、国連海洋法条約の第73条1項では、生物資源を探査・開発・保存・管理するための主権的権利の行使にあたって、沿岸国は法令の遵守を確保するために必要な措置をとることができ、こうした措置には乗船、検査、拿捕お

<sup>6)</sup> Chile, Equador and Peru, Declaration on the maritime zone, signed at Santiago on 18 August 1952, *available at*: https://treaties.un.org/doc/publication/unts/volume%201006/volume-1006-i-14758-english.pdf (accessed 8 October 2021).

<sup>7)</sup> 国連海洋法条約第56条 1 項 (a)。

よび司法上の手続を含むことが明示されている。同条2項では、拿捕された船舶およびその乗組員が、合理的な保証金の支払または合理的な他の保証の提供の後に、速やかに釈放されることが規定される。同条3項では、排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、関係国の別段の合意がない限り拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならないことが規定されている。同条4項は、外国船舶の拿捕または抑留の場合の旗国への通知義務を規定している。以下では、第73条の内容の一部でもある、排他的経済水域における沿岸国の法執行措置における「必要性」の判断、即時釈放制度における入権への配慮、および海上法執行における武器の使用における人権への配慮について、関連する国際判例や国家実行に照らしつつ検討することにする。

1. 排他的経済水域における沿岸国の法執行措置と 「必要性 (necessity)」の判断

国連海洋法条約第73条1項に規定される,生物資源の探査・開発・保存・管理のために沿岸国がとる「必要な措置」には「乗船,検査,拿捕および司法上の手続き」が含まれると規定されている。同条項において乗船,検査,拿捕及び司法上の手続きは例示に過ぎず,一般的に沿岸国はこれ以外の必要な措置もとることができると解されている<sup>8)</sup>。ただし,同規定には「必要性」の具体的な基準は示されておらず,現実には様々な国家実行が見受けられる。例えば日本では,日本海の大和堆周辺海域で違法に操業している外国漁船に対して,汽笛や大音量の音声などによる退去警告を実施するとともに,放水措置を実施し,当該外国漁船を日本の排他的経済水域から退去させる措置をとっている<sup>9)</sup>。インドネシアでは,自国の排他的経

<sup>8)</sup> Alexander Proelss (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea:* A Commentary (Beck/Hart/Nomos, 2017), p. 558.

<sup>9)</sup> 平成29年度国土交通白書, 第Ⅱ部国土交通行政の動向「15大和堆で急増する

済水域でIUU漁業を行った漁船を拿捕した後に爆破し沈没させるという厳しい措置をとっている<sup>10)</sup>。多くの沿岸国は海上における警察行動に加え、漁業に関する国内法令違反への制裁として、IUU漁業に関わった船舶の船体・漁具・漁獲物等の没収を行っている。またいくつかの国家は、漁獲活動のみならず、漁獲関連活動一例えば漁船へのバンカリング(燃料供給)など一を行う船舶に対しても法令で規制した上で拿捕等の措置によりその遵守を確保している。

排他的経済水域でバンカリングを行う船舶について、沿岸国がその排他的経済水域における主権的権利に基づいて規制する権限があるか否かを問う事例としては、国際海洋法裁判所(ITLOS)で審理されたヴァージニアG号事件(2014年)がある<sup>11)</sup>。同事件では、ギニア・ビサウが自国の排他的経済水域で操業する外国漁船にバンカリングを行っていたパナマ船籍のヴァージニアG号を拿捕し、船体と積荷の燃料を没収したことに関して、そのようなバンカリング行為を規制する権限が生物資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利に付随してギニア・ビサウに認められるのか否か、またこうした規制を遵守させるためにギニア・ビサウが行った船舶や積荷の燃料の没収が必要な措置として認められるか否かが問われた。ITLOSは、国連海洋法条約第62条 4 項に列挙される生物資源の保存のために沿岸国が法令に定める事項が限定的でないことを示した上で、沿岸国

北朝鮮漁船等に厳正に対処~日本漁船の安全確保~ | (2018)。

<sup>10)</sup> インドネシアのIUU漁船を沈没させ爆破する措置についての「必要性」について論じたものとして、Dita Liliansa、The Necessity of Indonesia's Measures to Sink Vessels for IUU Fishing in the Exclusive Economic Zone, 10 Asian Journal of International Law 125 (2020)を参照。同論文によれば、漁船の沈没や爆破といった措置をとっている国はインドネシアだけでなく、マレーシア、フランス、オーストラリア、米国でも排他的経済水域における違法漁業に対する海上法執行措置の一部として同様の措置がとられているという(126-127頁)。

<sup>11)</sup> The *M/V "Virginia G"* Case (Panama/Guinea-Bissau), ITLOS, Judgment of 14 April 2014.

が規制できる活動は漁獲活動に直接的に関連していなければならないと述べた<sup>12)</sup>。ITLOSはさらに、排他的経済水域で操業している外国船舶にバンカリングを行うことは当該船舶が海上で操業を続けることを可能にしているため、漁獲活動に直接関連がある活動であると結論づけた<sup>13)</sup>。このような結論を導き出すにあたり、ITLOSはいくつかの国際協定に定められる漁獲(fishing)と漁獲関連活動(fishing-related activities)についての定義を参照している<sup>14)</sup>。参照された国際協定の一つである2009年の「IUU漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」では、漁業関連活動を「漁獲を補助し、又は準備するための作業(従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。)」と定義づけている。

ヴァージニアG号事件でITLOSは、国連海洋法条約の第56条と第62条 4 項に照らして沿岸国がバンカリングについても規制する権限があると述べただけでなく、第73条 1 項の解釈についても有益な示唆を与えている。ITLOSは、同条項が船舶の没収について言及していないことを指摘しつつも、多くの沿岸国の国内法が法令違反への制裁として船舶の没収について定めており、第73条 1 項はこうした国家実行に照らして解釈されなければならないとした<sup>15)</sup>。その上でITLOSは、沿岸国が関連法令に違反した船舶の没収を規定すること自体は同条項の違反ではなく、むしろギニア・ビサウによるヴァージニアG号の没収が第73条 1 項違反にあたるか否かは事実と状況次第であるという立場を示した。結果として、ヴァージニアG号がバンカリングに関してギニア・ビサウの国内法に基づき書式による許可を得ていなかったことや料金を支払っていなかったことは「重大な違反」であるが<sup>16)</sup>、ギニア・ビサウの当局が燃料補給を受けようとしていた漁船

<sup>12)</sup> *Id.* para. 215.

<sup>13)</sup> Id.

<sup>14)</sup> Id. para. 216.

<sup>15)</sup> *Id.* para. 253.

のエージェントから通知を受けていた状況に鑑みれば、これらの違反は故意的なものというよりは両者間の通信の誤った解釈によるものであり、船舶と積荷の没収までは必要ではなく罰金のみで足りたという結論が下された<sup>177</sup>。

ヴァージニアG号事件では、国連海洋法条約第73条1項にいう「必要な措置」の内容は、違反の重大性と個別具体的な状況に鑑みて合理的に判断することが示された。このことは、第88豊進丸事件判決(2007年)でも示された第73条2項における「合理性」の原則が、第73条の下でとられる執行措置に関しても一般的に適用されうるということでもある<sup>18</sup>。

#### 2. 船舶の即時釈放と人権への配慮

国内法令違反の疑いで沿岸国に拿捕された船舶に関して、国連海洋法条約第73条2項は、「拿捕された船舶及び乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される」と規定する。拿捕された船舶の旗国は、同条項に定める即時釈放手続を踏むことにより、法令違反の疑いのある船舶を拿捕した沿岸国における司法手続きを経て船体や積荷が没収されてしまう前に、船舶所有者に返還することを可能にする。

IUU漁業に関わっていた外国船舶の船体・漁具・漁獲物の没収に関しては、国家実行に支えられた法令執行のための措置であり、ITLOSもこれを認めていることは先に述べた。しかしここでも、没収に関しては異なる国家実行が存在している。多くの国家では、国内裁判所における判決を経て、IUU漁業に関わった漁船・漁具・漁獲物を沿岸国が没収するのが通常である。この点で例外的な国家実行として、オーストラリアの漁業管理法

<sup>16)</sup> *Id.* para. 267.

<sup>17)</sup> *Id.* paras 268–269.

<sup>18)</sup> *Id.* para. 270. The "*Hoshinmaru*" Case (Japan v. Russian Federation), ITLOS, Prompt Release, Judgment of 6 August 2007, para. 88.

が挙げられる。オーストラリアは、金銭罰のみでは十分にIUU漁業を抑止できないとの認識から、漁業管理法に違反した船舶その他の積載物を没収する制度を設けてきた。同制度では、1999年までは船舶を没収するためには裁判所による命令が必要であったが、1999年以降は漁業の違法性の確定や裁判所の命令を待つまでもなく、オーストラリアの漁業管理法に規定する漁業に関する罪に漁船が「使用」された時点で自動的に没収を可能にする制度に改められている「9」。つまり、オーストラリアの排他的経済水域で外国船舶が違法漁業に使用された時点で、当該船舶は自動的没収によりオーストラリア船舶となり、拿捕について旗国に通報する必要がなくなることになる。ただし、船舶所有者には船体や積載物の没収後に異議を申し立てることが認められている。このようなオーストラリアの漁業管理法は、デュー・プロセスを経ない所有権の移転として、また船舶所有者の権利の侵害として問題視される。オーストラリアはむしろ立法による抑止効果を狙っているとも言われ、実際の海上法執行活動においては国連海洋法条約を導守して旗国への通報を行っているという20。

2007年にITLOSは第53富丸事件の判決のなかで、「漁船の没収は、条約のなかで確立している旗国の利益と沿岸国の利益のバランスを覆すような方法で行われてはならない」と述べた<sup>21)</sup>。2004年に下されたジュノ・トレーダー号事件判決では、船舶と船員を即時釈放する義務を定める第73条 2 項が人道(humanity)の原則とデュー・プロセスを基本的に考慮したものであり、また保証金や他の保証が合理的でなければならないという要件は公

<sup>19)</sup> オーストラリアの自動没収 (automatic forfeiture) 制度は、漁業管理法 (Fisheries Management Act) のセクション106Aに規定されている。Rachel Baird, Australia's Response to Illigal Foreign Fishing: A Case of winning the Battle but losing the Law?, 23 *The International Journal of Marine and Coastal Law* 95 (2008).

<sup>20)</sup> Id. at 111.

<sup>21)</sup> The "*Tomimaru*" Case (Japan v. Russian Federation), ITLOS, Prompt Release, Judgment of 6 August 2007, para. 75.

正であること(fairness)が同規定の目的の一つであることを示した<sup>22)</sup>。これらのITLOSの判決に照らせば、オーストラリアの漁業管理法が実際に外国船舶に対して執行された場合には、外国の船舶所有者からデュー・プロセスなしに船舶の所有権を奪うのみならず、国連海洋法条約で規定される即時釈放制度の趣旨・目的から逸脱することにならざるを得ない。オーストラリアの漁業管理法に規定されるようなIUU漁業に「使用」された時点での自動的没収に類似する他国の立法例は見当たらない。

# 3. 海上法執行における武器の使用と人権への配慮

沿岸国に許されている海上での法執行活動には、時には武器の使用が伴う。しかしながら、海洋で執行管轄権を行使する際に許容される武器使用の態様や程度について、国連海洋法条約は明確な規定を持ち合わせていない。領海では「沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる」と定めるのみであり、接続水域では自国の領土または領海内における通関上、財政上、出入国管理上または衛生上の規則の違反を防止したり処罰したりするための「必要な管理(control)を行うことができる」という文言が用いられているに過ぎない。公海では一般的に、最低限の公秩序を維持するためにすべての国がある程度の警察力を行使することは認められていると言われる<sup>23)</sup>。しかし国連海洋法条約では、第105条(海賊船舶又は海賊航空機の拿捕)、第109条(公海からの許可を得ていない放送)、第111条(追跡権)では拿捕や逮捕を可能にするためのある程度の警察力が想定されているのに対し、第110条では臨検、検査、捜索等の権利が軍艦に許されているのみであり、これらの規定からは武器使用についての一般的な規則を導き出すことは難しい<sup>24)</sup>。

<sup>22)</sup> The "Juno Trader" Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea-Bissau), ITLOS, Prompt Release, Judgment of 18 December 2004, para. 77.

<sup>23)</sup> Douglas Guilfoyle, Article 110, in *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary* (Alexander Proelss ed., 2017), p. 768.

海上法執行活動における武器の使用に関する国際法の規則は、慣習国際法として発展してきた<sup>25)</sup>。慣習国際法の具体的な規則は非拘束的文書<sup>26)</sup>や一部の条約、国際裁判の判決等において見出すことができる。ITLOSが下したサイガ号(第二号)事件判決(1999年)<sup>27)</sup>では、国際法では実力の行使は最大限に避けられなければならないことを要求しており、実力が避けられない場合であっても、その状況において合理的で必要な範囲を超えてはならないことが判示されている<sup>28)</sup>。さらに、海上法執行活動では最後の手段として実力が用いられること、そしてまずは船体に向かって警告が発せられなければならず、人命を危うくしないようあらゆる努力がされるべきであることが示された<sup>29)</sup>。ガイアナ対スリナム海洋境界画定事件判決

<sup>24)</sup> 国連海洋法条約第110条1項は、公海で軍艦が外国船舶を臨検できる場合として、当該船舶が、海賊行為を行っていること、奴隷取引に従事していること、許可を得ていない放送を行っていること、無国籍であること、および他の国の旗を掲げているかまたは当該外国船舶の旗を示すことを拒否したが実際には当該軍艦と同一の国籍を有していることを挙げている。

<sup>25)</sup> Patricia Jimenez Kwast, Maritime Law Enforcement and the Use of Force: Reflections on the Categorisation of Forcible Action at Sea in the Light of Guyana/Suriname Award, 13(1) *Journal of Conflict & Security Law* 49–91 (2008); David J. Letts, The Use of Force in Patrolling Australia's Fishing Zones, 24 *Marine Policy* 149, 154–55 (2000).

<sup>26) 1990</sup>年に国際連合会議により採択された「Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials」では、警察官が実力や銃器を使用する際には、犯罪の重大性や目的との均衡性を保っていなければならないことや、人命を尊重し負傷を最低限に抑えること、負傷者には迅速に医療救護が与えられなければならないこと等が記されている。UN Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials, available at: http://www.ohchr.org/Documents/ProfessionalInterest/firearms.pdf (last accessed 11 October 2021).

<sup>27)</sup> M/V "SAIGA" (No. 2) (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea), ITLOS, Judgment of 1 July 1999.

<sup>28)</sup> Id. para 155.

 $(2007年)^{30}$ でも、法執行活動に関連して使われる実力は、不可避的、合理的かつ必要でなければならないと述べられている $^{31}$ 。

海洋生物資源の保存のための海上での法執行活動に関する明示的な規定として、1995年の国連公海漁業協定の第22条がある。同規定はストラドリング魚種および高度回遊性魚類資源についての保存管理措置の遵守を確保するために行う乗船や検査のための基本的な手続きについて定めており、同条1項では検査国により正当に権限を与えられた検査官が「実力 (force)の行使を避けること」を確保する義務が検査国に課されている。ただし、検査官がその任務の遂行を妨害される場合、安全を確保するために必要なときには実力の行使が許されるが、その場合であっても「合理的に必要とされる限度を超えてはならない」と規定される。この規定は、実力の行使に関する慣習国際法上の規則の現れに他ならない。

### Ⅲ おわりに

FAOでIUU漁業防止国際行動計画<sup>32)</sup>が採択されてから20年が経つ。行動計画のパラグラフ9.3では、旗国による措置、寄港国による措置、沿岸国による措置、市場措置、国民に対する注意義務を含むIUU漁業防止のための措置をとることが国家に勧められていた。本稿では国連海洋法条約の第73条を中心に沿岸国による法執行措置を中心に検討したが、同条1項の「必要な措置」の中身は、船舶の没収についての国家実行の積み重ねやバンカリングなど技術の進歩によって変化を遂げてきたこと、そして「必要性」

<sup>29)</sup> *Id.* para. 156.

<sup>30)</sup> Guyana v. Suriname, Award of the Arbitral Tribunal of the 17 September 2007, Reports of International Arbitral Awards XXX, pp. 1–144.

<sup>31)</sup> *Id.* para. 445.

<sup>32)</sup> FAO, International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing (2001).

の判断は個々の事例における諸事情に鑑みて合理的に判断されることが確認された。このことは同条約が時代とともに発展しうることを示している。

さらに言えば、海洋法は他の国際法分野の発展と無関係ではない。国連海洋法条約上の即時釈放の制度や海上法執行における武器の使用に関する慣習国際法の発展には、人権への配慮が大きく現れている。本稿では扱わなかったが、排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について拘禁その他のいかなる形態の身体刑を科してはならないという国連海洋法条約上の規定も、劣悪な労働条件で働かざるを得ない漁業者や現代的奴隷労働の被害者でもある漁業者にとっては、セーフガードとなる規定である。今日の国際人権法の発展が国際海洋法にも大きな影響を与えていることは紛れもない事実であり、また反対に、IUU漁業の効果的な取り締まりと持続可能な漁業の実現が人権法の実現に貢献することを望んでやまない。

(本学法学部教授)